

板橋区環境マネジメントシステム

令和6年度内部環境監査 監査結果報告書

令和6年12月

主任環境監査員
内部環境監査チーム
環境監査事務局

令和6年度は、板橋区が環境マネジメントシステム（以下「EMS」(Environmental Management System)）のISO14001の認証を平成10年度に取得し、その運用を翌年度から開始して以来、26年目である。

平成13年度には区立の小中学校及び幼稚園へ適用範囲を拡大し、平成15年度にはさらに清掃事務所にも適用範囲を拡大した。これにより、板橋区の全ての施設がEMS(ISO14001)の適用範囲に含まれることとなった。また、平成18年1月には、ISO14001:2004年版への移行登録を行い、さらに令和元年度には、新規格であるISO14001:2015年度版への移行登録を行った。

内部環境監査は、外部の審査機関（一般財団法人日本品質保証機構(JQ)）による定期審査等と異なり、区職員が監査員となり、監査対象の課・施設において実施するものである。このため、監査員の養成や監査そのものを通して、「監査する側」と「監査される側」の双方が共にEMSの理解を深められる点で有益なものである。不適合等の指摘を受けた課・施設は、指摘を「負の要因」としてではなく、改善するための機会が得られたという「正の要因」として捉え、指摘を受けていない課・施設に関しても、指摘事項を参考にして改善に取り組むよう指導している。

本報告書は、内部環境監査要綱第22条に基づき作成したものであり、被監査課・施設が行っている良好な環境保全活動を記載するとともに、類似の課・施設のみならず、全ての課・施設において今後の環境保全活動の一層の措置を図るものである。

なお、令和6年度は、昨年度に続きリモートでの監査を導入したが、大きな支障もなく実施できたことから、今後は、対面式の監査とリモート監査のそれぞれの長所を採り入れながら、より効率的で効果的な内部環境監査をめざしていく。

目 次

I	内部環境監査について	1
II	監査対象の実行部門	2
III	内部環境監査の実施状況	3
IV	内部環境監査の結果について	6
1	監査の概要	6
2	監査基準	9
3	今年度監査結果	10
4	重点監査区域の監査結果（前年度不適合指摘事項）	10
V	環境管理総括者に対する助言及び勧告	10
VI	良好な環境保全活動	11
VII	事務局への要望、意見など	12
VIII	所見	14

I 内部環境監査について

1 根 拠

内部環境監査要綱(文書番号 9-2-2)

2 目 的(要綱第3条第1項)

監査は、本区が定めたシステムがISO14001の要求事項に適合し、かつ、適切に実施され維持されてきたかを判定し、改善の可能性がある部分を特定するとともに、本区の事業活動に伴う環境への貢献を推進し、かつ、環境への負荷を抑制することを目的として行う。

3 監査の範囲及び実施方法

【監査の範囲】(要綱第2条、第7条)

システムの対象となる全ての事務事業を対象とすることを規定し、また、監査は、少なくとも年1回行い、システムの適用範囲に含まれる課・施設の事務・事業の監査を3年間で全て実施することを規定している。

監査対象は、以下の要件により抽出した。

- (1) 重点監査区域: 前回の内部環境監査又は外部審査において、不適合等は正事項のあった課・施設
- (2) 著しい環境側面を有する課・施設
- (3) システムの維持・管理に伴う、法令・条令の制定・改正等に関連のある課・施設
- (4) 最近2年間、内部環境監査を実施していない課・施設

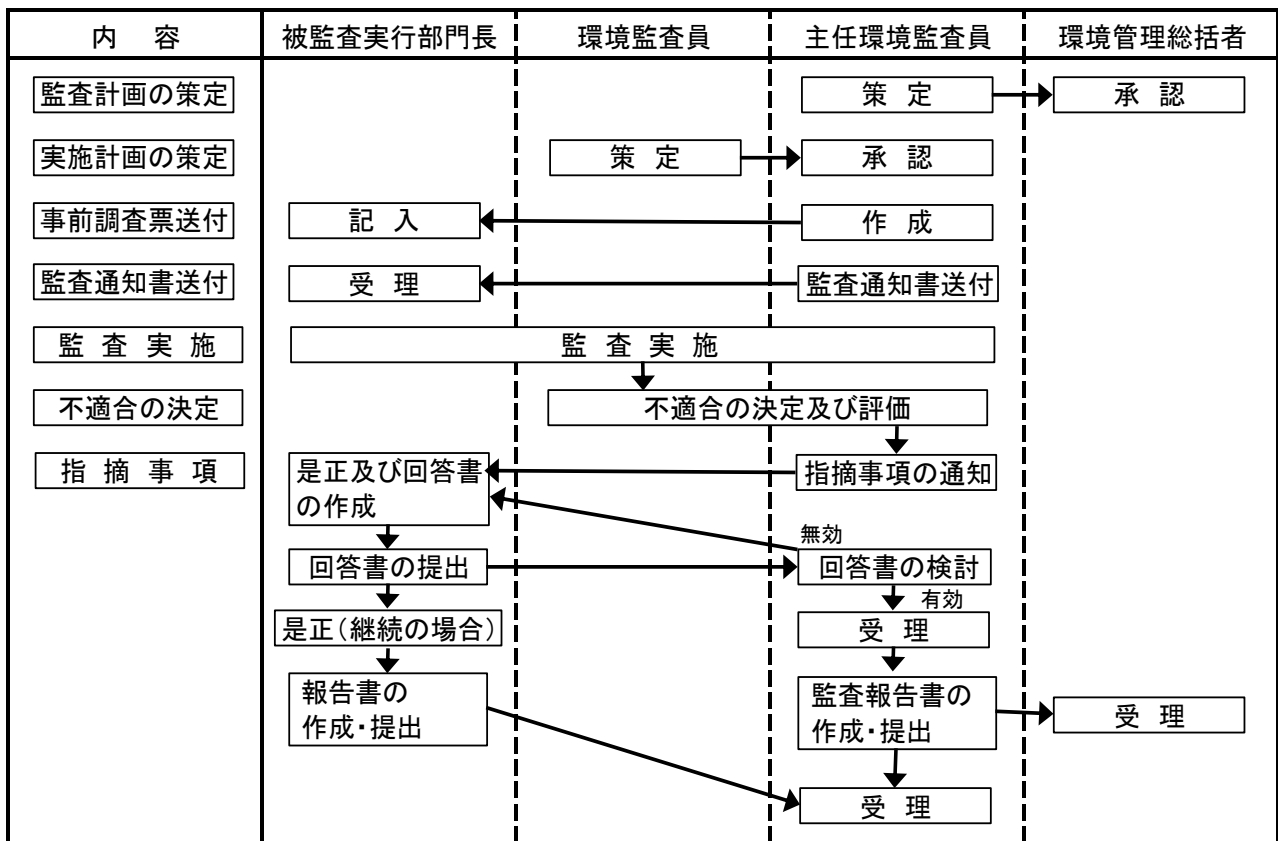
【監査の実施方法】(要綱第4条)

環境管理総括者に任命された、主任環境監査員(1名)及び環境監査員(51名)で組織する「内部環境監査チーム」が実施した。

4 内部環境監査の実施経過

内部環境監査要綱に定められた監査の全体フロー図(要綱より抜粋)のとおりである。

監査のフロー



Ⅱ 監査対象の実行部門

監査対象の実行部門及び責任者(実行部門長)は下表のとおりである。

実行部門及び責任者(実行部門長)

実行部門	責任者(実行部門長)	
政策経営部	政策経営部長	篠田 聡
総務部	総務部長	田中 光輝
区民文化部	区民文化部長	平岩 俊二
産業経済部	産業経済部長	家田 彩子
健康生きがい部	健康生きがい部長	水野 博史
福祉部	福祉部長	丸山 博史
子ども家庭部(子ども家庭 総合支援センター)	子ども家庭部長	関 俊介
資源環境部	資源環境部長	岩田 雅彦
都市整備部	都市整備部長	内池 政人
まちづくり推進室	まちづくり推進室長	田島 健
教育委員会事務局	事務局次長	林 栄喜

Ⅲ 内部環境監査の実施状況

監査チーム及び環境監査員の氏名並びに監査対象、監査実施期間は下表のとおりである。

監査実施期間： 8月28日(水)～9月18日(水)

内部環境監査日程表(1/3)

	氏名	所属	被監査課・施設
主任 監査員	有馬 潤	常勤監査委員	環境管理責任者
監査員	江原 宏美	監査委員事務局	
監査 チーム	氏名	所属	被監査課・施設
1	新井 正彦	総務課	板橋地域センター
			志村橋保育園
	澤本 啓之	政策企画課	舟渡小学校
			新しい学校づくり課
2	大野 雄太	経営改革推進課	仲町地域センター
			赤塚保育園
	大谷 鋭	契約管財課	教育科学館
			障がい政策課
3	森 真理	広聴広報課	高島平福祉園分場
			小桜保育園
	田島 玲	課税課	加賀小学校
			障がい者福祉センター・高島平福祉園
4	山崎 祐司	人事課	清水地域センター
			若木保育園
	東度 考介	地域防災支援課	常盤台小学校
			環境管理事務局
5	中澤 達也	納税課	かないくぼ保育園
			志村坂下小学校
	加藤 男也	地域振興課	志村図書館
			高島平まちづくり推進課
6	後藤 太郎	防災危機管理課	向原保育園
			成増図書館
	石野田 大典	戸籍住民課	総務課
			中台小学校
7	武井 和也	スポーツ振興課	坂下三丁目保育園
			中台ふれあい館
	追川 哲	産業振興課	人事課
			蓮根第二小学校
8	新保 翔太	文化・国際交流課	上板橋保育園
			西台図書館
	渡邊 輝文	おとしより保険福祉センター	さかうえ保育園
			若木小学校

監査 チーム	氏名	所属	被監査課・施設
9	森川 真吾	くらしと観光課	中台地域センター
			西前野保育園
	柴崎 明美	障がい政策課	板橋第六小学校
			まちづくり調整課
10	内藤 賢一	長寿社会推進課	蓮根地域センター
			蓮根区民事務所
	浅海 隆	赤塚福祉課	板橋第八小学校
			リサイクルプラザ(処理ゾーン含)
11	内田 岳史	介護保険課	桜川地域センター
			金沢小学校
	豊田 岳彦	保育運営課	清水図書館
			財政課
12	野津 優子	予防対策課	徳丸地域センター
			中根橋小学校
	梨本 達郎	支援課	志村清掃事業所
			板橋東清掃事務所
13	榎本 重治	板橋健康福祉センター	高島平地域センター
			こぶし保育園
	樋代 紀子	環境政策課	上板橋第四小学校
			氷川図書館
14	宮地 智哉	赤塚健康福祉センター	戸籍住民課
			ゆりの木保育園
	野方 龍司	環境政策課	桜川小学校
			高島平ふれあい館
15	森 憲一	環境政策課	紅梅児童館
			加賀中学校
	島田 孝志	土木部管理課	課税課
			高島平健康福祉センター
16	長谷川 輝	資源循環推進課	新河岸児童館
			中台中学校
	佐藤 英樹	南部土木サービスセンター	納税課
			上板橋健康福祉センター
17	渡邊 隆雄	建築指導課	しらさぎ児童館
			上板橋第三中学校
	松原 秀幸	会計管理室	男女社会参画課
			契約管財課
18	小宮山 洋平	高島平まちづくり推進課	はすのみ児童館
			弥生小学校
	大野 奈穂子	新しい学校づくり課	大谷口地域センター
			ハイレイフプラザ

監査 チーム	氏名	所属	被監査課・施設
19	佐々木 和泉	北部土木サービスセンター	ゆりの木児童館
			国保年金課
	神田 直樹	中央図書館	赤塚福祉園
			高島第三中学校
20	猪鼻 康壽	教育総務課	上板橋第一中学校
			西台中継所
	神谷 真人	選挙管理委員会事務局	住宅政策課
			板橋西清掃事務所
21	吉岡 利倫	指導室	志村第二中学校
			赤塚福祉課
	遠山 啓太	区議会事務局	企業活性化センター
			高島平温水プール
22	前川 修	高島平健康福祉センター	志村児童館
			赤塚小学校
	外山 弘明	板橋東清掃事務所	成増小学校
23	石井 夕貴	生活支援課	志村橋児童館
			赤塚新町小学校
	大吉 清一	板橋西清掃事務所	紅梅小学校
24	浅岡 向我	赤塚福祉課	南前野児童館
			北野小学校
	鳥羽 真	都市計画課	成増ヶ丘小学校
25	細見 佳弘	保育サービス課	徳丸小学校
			障がいサービス課
	成井 康孝	住宅政策課	高島第一小学校

Ⅳ 内部環境監査の結果について

1 監査の概要

(1) 実施方法

監査チームによる、監査対象における実施状況の確認(リモート監査)

(2) 対象事項

各監査対象課・施設における「前年度中の文書類(記録)及び運用状況、現況」を対象事項とし、環境管理事務局に報告された記録、事前に実施した「自己点検リスト」等を参考に、監査対象課・施設ごとに作成した「内部環境監査記録」を用いて実施した。

内 部 環 境 監 査 事 項

分類	確認資料	設問
01_環境教育・訓練記録(日常研修)	要領7-2様式『環境教育・訓練記録』 ※日常研修	令和5年度に、環境教育・訓練(日常研修)が、各課・施設において行われている。
		全職員(正規職員、再任用職員、再雇用職員、年間職員)が受講していることを確認できる。
		欠席者への対応が確認できる。
02_環境教育・訓練記録(化学物質に関する研修)	要領7-2様式『環境教育・訓練記録』 ※化学物質に関する研修	令和5年度に、環境教育・訓練(化学物質に関する研修)が、各課・施設において行われている。
		化学物質を使用する職員が受講していることを確認できる。
		欠席者への対応が確認できる。
03_緊急事態	要領8-2様式第1『緊急事態対応記録』	(令和5年度に緊急事態が発生している場合)対応の終了後、様式第1『緊急事態対応記録』を作成し、事務局に提出している。
	要領8-2様式第2『緊急事態訓練記録』	令和5年度に、緊急事態訓練が、各課・施設において行われている。
04_監視・測定	要領9-1-1様式2『法規制監視・測定結果報告書』 ※ばい煙測定(NOx) 【年2回】	(令和5年度に、ばい煙測定(NOx)を行う必要があった場合)様式2『法規制監視・測定結果報告書』を作成している。
	要領9-1-1様式2『法規制監視・測定結果報告書』 ※ばい煙測定(ばいじん) 【5年に1回】	(令和5年度に、ばい煙測定(ばいじん)を行う必要があった場合)様式2『法規制監視・測定結果報告書』を作成している。
	要領9-1-1様式2『法規制監視・測定結果報告書』 ※騒音測定【年1回】	(令和5年度に騒音測定を行う必要があった場合)様式2『法規制監視・測定結果報告書』を作成している。
	要領9-1-1様式2『法規制監視・測定結果報告書』 ※汚水測定【年1回】	(令和5年度に汚水測定を行う必要があった場合)様式2『法規制監視・測定結果報告書』を作成している。

分類	確認資料	設問
04_監視・測定	要領 9-1-1 様式 2『法規制監視・測定結果報告書』 ※自主基準値又は資格者を変更したもの	(令和5年度に自主基準値又は資格者を変更を行っている場合)様式 2『法規制監視・測定結果報告書』を作成し事務局に提出している。
05_昨年度の内部環境監査の不適合について	対象課・施設が格納した各種データ	(令和 5 年度の内部環境監査で不適合の指摘があった場合)昨年度の指摘事項について改善がなされている。
06_フロン	手順書 8-1-1 様式第 1『フロン使用機器修理・充填記録票』	(令和 5 年度に、特定フロン等使用機器の修理を行っている場合)手順書 8-1-1 様式第 1『フロン使用機器修理・充填記録票』を作成している。
	手順書 8-1-1 様式第 2『フロン使用機器廃棄確認票』	(令和 5 年度に、特定フロン等使用機器の廃棄を行っている場合)手順書 8-1-1 様式第 2『フロン使用機器廃棄確認票』を作成している。
	簡易点検の記録	(第一種特定製品を管理している場合)簡易点検を実施している。
	定期点検の記録	(第一種特定製品のうち一定以上の定格出力の機器を管理している場合)定期点検を実施している。
07_化学物質	学校以外の課・施設 手順書 8-1-7 様式第 1『化学物質緊急事態対応計画書』	手順書 8-1-7 様式第 1『化学物質緊急事態対応計画書』(もしくは手順書 8-1-7 様式第 2『連絡体制・緊急時連絡網』)を保管場所及び関係部所に掲示している。
	小・中学校 手順書 8-1-7 様式第 2『連絡体制・緊急時連絡網』	掲示している手順書 8-1-7 様式第 1『化学物質緊急事態対応計画書』(もしくは手順書 8-1-7 様式第 2『連絡体制・緊急時連絡網』)が、実行部門長、化学物質管理責任者・化学物質管理担当者の変更等を反映した最新のものとなっている。
	手順書 8-1-7 表 1『化学物質等在庫確認簿』	手順書 8-1-7 表 1『化学物質等在庫確認簿』を作成している(年 1 回以上)。
	手順書 8-1-7 表 2『化学物質使用管理簿』	手順書 8-1-7 表 2『化学物質使用管理簿』が使用薬品ごとに作成されている(毒物・劇物は必ず作成する必要あり)。
	手順書 8-1-7 表 3『自己点検票』	手順書 8-1-7 表 3『自己点検票』を作成している(年 2 回以上)。

分類	確認資料	設問
11_廃棄物	産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書	令和6年6月30日までに、令和5年度の産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書を東京都に提出している。
	廃棄物の保管場所	保管場所が適正に管理されている。
	『産業廃棄物保管場所』の表示板	保管場所に『産業廃棄物保管場所』の表示板が掲示されている。
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	令和5年度に排出した産業廃棄物における産業廃棄物管理票(マニフェスト)が適正に管理されている。
	一般廃棄物収集運搬業許可証(写)・産業廃棄物収集運搬業許可証(写)・産業廃棄物処分業許可証(写)	一般廃棄物収集運搬業許可証・産業廃棄物収集運搬業許可証・産業廃棄物処分業許可証の『許可の有効年月日』が到来していない。(※昨年度ではなく今年度契約分の確認)
	特別管理産業廃棄物管理責任者設置(変更)報告書	特別管理産業廃棄物管理責任者が設置または変更されている(特別管理産業廃棄物がある施設のみ)。

重点監査項目(前年度不適合指摘事項)

	課・施設	指摘事項等	監査事項
内部環境監査	教育科学館	①令和4年度の環境教育・訓練(化学物質に関する研修)が実施されていない。 ②産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書が6月30日までに都に提出されていない。 ③指定管理者が変更された際に、特別管理産業廃棄物管理責任者設置について引継ぎがされていない。	①システムに規定された手続きの一部が実施されていないため「軽微な不適合」とする。 ②提出はされているが、廃棄物処理法施行規則で定められた期限6月30日までに提出していないため「軽微な不適合」とする。 ③「東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱」で規定されている、設置(変更届)または、廃止届が提出されていないため「軽微な不適合」とする。 ①②③により「軽微な不適合」が複数あるため、「重大な不適合」とする。
	こぶし保育園	令和4年度の環境教育・訓練(日常研修)が実施されていなかった。	システムに規定された手続きの一部が実施されていないため「軽微な不適合」とする。

(3) 監査対象数

令和6年度内部環境監査における実行部門別の監査対象数は、下表に示すとおりである。

実行部門	監査対象数	実行部門	監査対象数
政策経営部	1か所	子ども家庭部(子ども家庭総合支援センター)	20か所※
総務部	6か所	資源環境部	7か所
区民文化部	12か所	都市整備部	1か所
産業経済部	2か所	まちづくり推進室	2か所
健康生きがい部 (保健所)	5か所	教育委員会事務局	35か所※
福祉部	6か所		計97か所

※子ども家庭部は、児童館 8 館、保育園 12 園、教育委員会事務局は、小学校 22 校、中学校6校を含む。

2 監査基準

内部環境監査は、【監査基準】に従って実施し、【監査結果評価基準】により評価した。

なお、内部環境監査において不適合等の評価の対象とするのは、監査チームと監査対象の双方で確認している事項で、かつ、「内部環境監査記録」に記載があるものとする。また、事実として確認できていない事項は、不適合等の評価対象としない。

【監査基準】(要綱 9-2-2 第6条)

- (1) システムが構築され、かつ、ISO14001 の要求基準に適合している。
- (2) システムが適正に実施・維持され、かつ、機能している。
- (3) 法規制及び自主基準が順守されている。
- (4) 環境管理活動が、環境目標に適合している。
- (5) 前回の監査で不適合とされた事項が改善されている。

【監査結果評価基準】(要綱 9-2-2 第 18 条及び別表)

- (1) 内部環境監査チーム(「Ⅲ」のとおり)は、監査において確認された事実のうち、監査基準に適合していないものを「不適合」として決定し、不適合評価基準に従い評価する。
- (2) 不適合評価基準は、下記のとおりである。
 - a 重大な不適合…環境マネジメントシステムが機能していない
例
 - システム文書に規定された内容が ISO14001 の要求事項を満たしていない
 - 必要な手続きが定められていない
 - システムに規定された手続きの多くが実施されていない
 - 法規制に違反している
 - 必要な手順が定められていない
 - 環境目標に沿った活動がなされていない
 - 環境目標の多くが達成されていない
 - 前回監査の指摘事項が改善されていない
 - 「軽微な不適合」が複数ある
 - b 軽微な不適合…システムは機能しているが、手続きの一部に不適合がある
例
 - システムに規定された手続きの一部が実施されていない
 - システムに定められた手続きを概ね実施しているが、記録がない
 - 法規制には適合しているが、自主基準値に違反している
 - 「観察」が複数ある。
 - c 観察……………「重大な不適合」又は「軽微な不適合」ではないが、内容が不十分である
例
 - 記録はあるが、内容が不十分である

■システムの運用にもう少し努力が必要である。

3 今年度監査結果

今年度の内部環境監査は、抽出された97の課・施設を対象として、26の監査チーム(主任環境監査チーム含)による監査を行った。

各監査チームから報告された「改善すべき事項」については、今年度はなかった。

4 重点監査区域の監査結果 (前年度不適合指摘事項)

前年度における指摘事項については、下記のとおり課・施設(2か所)において、適切に是正が行われた。

課・施設	指摘事項	監査事項	監査結果
教育科学館	①令和4年度の環境教育・訓練(化学物質に関する研修)が実施されていなかった。 ②産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書が8月に都に提出されていた。 ③指定管理者が変更された際に、特別管理産業廃棄物管理責任者設置について引継ぎがされていなかった。	①システムに規定された手続きの一部が実施されていないため「軽微な不適合」とする。 ②提出はされているが、廃棄物処理法施行規則で定められた期限6月30日までに提出していないため「軽微な不適合」とする。 ③「東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱」で規定されている、設置(変更届)または、廃止届が提出されていないため「軽微な不適合」とする。 ①②③により「軽微な不適合」が複数あるため、「重大な不適合」とする。	①令和5年度の環境教育・訓練(化学物質に関する研修)が適切に実施されている。 ②産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書が6月30日までに都に提出している。 ③科学館は特定産業廃棄物判定基準の非対象施設となることから特管責任者設置は必要ないため、責任者に係る廃止報告書を令和5年11月10日に都環境局に郵送提出している。
こぶし保育園	令和4年度の環境教育・訓練(日常研修)が実施されていなかった。	システムに規定された手続きの一部が実施されていないため「軽微な不適合」とする。	令和5年度の環境教育・訓練(日常研修)が適切に実施されている。

V 環境管理責任者に対する助言及び勧告

指定管理業務等においてもシステムが通常通り適用されることを確認した。

そのうえで、実行部門長や環境管理責任者の役割を再確認し、責務を概ね果たしていることが認められた。昨年度の監査における不適合の発生とその是正については、システムのPDCAサイクルが有効に機能した結果であると理解している。

指定管理業務等も区の業務に変わらないことを再認識していただき、事業者への理解浸透に引き続きの尽力をお願いしたい。

環境管理責任者より

システムを適正に運用している。一方で、ごみの分別徹底など、職員の意識改革・行動変容の更なる向上が求められている。環境法令の遵守だけでなく、区民の模範となる環境配慮行動についても、啓発等で積極的に取り組んでいく。

VI 良好な環境保全活動：一部抜粋

監査チームから報告のあった良好な環境保全活動について、類似の課・施設で行われている環境保全活動を参考とできるよう、ここに記載する。

課・施設	内容
桜川地域センター	・緑のカーテンの育成に取り組んでいることに加え、ゴーヤの苗を住民に配布した。
蓮根区民事務所	・プラスチックの回収方法変更を区民に周知を行うとともに、各職員が排出するプラゴミの持ち帰りを徹底している。
赤塚保育園	・水道の出しっぱなし電気のつけっぱなしなど、職員一人ひとりが意識をした行動をとること、保育活動の中に子どもたちや保護者を巻き込む環境へのしかけ(ごみ、古紙分別など)を取り入れている。 ・個人のごみの持ち帰りの徹底など職員が徹底して行っている。
かないくぼ保育園	・果物の皮など捨てる部分を利用して、子どもたちがたい肥を作りそれをげんキッズ菜園の肥料にして夏野菜を育て、たくさんの野菜の生長につながった。捨てるものが次の命につながるSDGsを体験している。また、おおよそ10Kg程度のごみの削減につながった。 ・廃材を使った工作を通してリサイクルの大切さを知らせたり、ごみの分別について知る機会を設け子どもにもわかる環境教育を推進している。
上板橋保育園	・節電・節水は大人だけでなく子ども達にも、水道の蛇口をこまめに閉めることや、部屋を出る時に電気を消す姿を見せたり、知らせたりしている。 ・SDGsの観点から、子ども達と給食の野菜くずを利用して堆肥作りを行い、ゴミの削減に繋げている。園全体としても、登園人数の事前把握をし、無駄のない発注に努め、フードロス削減する努力をしている。
しらさぎ児童館	・館内事業として、各家庭で着なくなった乳幼児の衣類やおもちゃ等の不要物品を年間を通して募集し、必要な保護者に還元していくリユース・リサイクル活動を実施している。
はすのみ児童館	・リサイクル工作コーナーを設置し、空き箱などで自由工作ができるようにしている。
リサイクルプラザ	・植栽剪定時の落ち葉を集めて腐葉土を作り、リサイクルプラザ産のたい肥作成に利用している。
まちづくり調整課	・課内会議等は原則PC持ち込みとし、ペーパーレス化を行っている。
新しい学校づくり課	・昇降口、廊下など、地域住民も利用する機会が多い箇所はセンサー照明を整備して省エネ効果を高めるとともに、利用者が省エネ機能を実体験できる機会を拡大している。
志村図書館	・廃棄物に関しては徹底した分別を実施。自らごみを出さないように、弁当など持参したものは持ち帰る等、各自努力している。
舟渡小学校	・時間外労働を月45時間以上行わない教員を9割以上とし、冷暖房や電気、水道の利用を削減している。

課・施設	内容
蓮根第二小学校	・職員夕会等で、教職員は職員室で執務することを共通理解し、徹底した。
常盤台小学校	・夏の電気エネルギー(エアコン)削減のため、校庭に「ミストシャワー」の増設を行った。休み時間、ミストによって、冷感を得られることを学ぶ場とした。
赤塚小学校	・環境教育、SDGsの観点から、児童の学習と関連させながら、環境保全や資源削減についての意識を高め、常時、環境保全への取組を行っている。 ・各学期、年間3回以上、整備週間を校内で設定して整備している、そのことにより、物の管理ができ、資源を無駄に使用しないよう努めている。 ・各個人が整理整頓、省エネを心がけ、教職員の常時活動として定着してきている。
中台中学校	・PTEMのデータを教職員に周知し、いかにエネルギーを使用しているか視覚化した。こまめな節電を呼びかけ、実行している。
高島第三中学校	・廃棄物の削減について、区内の分別方法について7月の職員会議で改めて徹底するとともに、紙の分別については分別方法を再度点検し、リサイクルBOXをリニューアルした。

VII 事務局への要望、意見など :一部抜粋

監査チームから報告のあった事務局への要望、意見について掲載する。今後の環境マネジメントシステムの参考とする。

事務局への意見	事務局の見解
desknet's NEO を活用してのリモート監査により、負担が軽減されると共にしっかりと監査していただいているので、意識が継続できる。	リモートでの実施は、監査の効率化、蓄積されたデータの活用、ペーパーレス化の点から、今後も実施していく方向で考えております。
環境教育・訓練で廃棄物の分別をテーマとしているが、適切に行われていない区施設がある実態に鑑みて、EMS の運用を検討したほうが適切かと思います(当該の被監査施設が適切に行っている・行っていないということではなく、全体的な課題としての意見です)	廃棄物の分別については、EMS ではなく、環境政策課・契約管財課で分別のマニュアル作成や desknet's NEO 上で情報提供を行っており、現在、廃棄物の分別の徹底を図っております。
紙くず等の保管場所は職員通用口とのことでした。環境マネジメントではなく防犯・防火上の視点で、区として問題があると考えます。事務局にて現場をご確認いただき、教育委員会に必要な措置を求める等をご検討いただければ幸いです。	この件については、施設の所管課に情報提供いたしました。

事務局への意見	事務局の見解
・電気代等の節約をさらに心掛けたいが、教室の現状からすると、特に夏場の教室環境は改善していく必要を感じる。エアコンが設置されているが、年々増す温暖化の影響やエアコンが各教室に1台しか設置されておらず、適温とは言い難い。特に3階（上の階へ行くほど）はエアコンの効きが弱く、児童の熱中症につながると危惧している。そのため、児童・教職員の体調・安全管理の観点からもご検討いただきたい。 ・真夏の3階教室のエアコンの効きが非常に悪く、設定温度を必要以上に低く設定せざるを得ない（18度設定にしても室温35度等）。必要以上の電気を使い、環境に良くないため、室外機の設置場所替え等の対策を至急お願いしたい。	この要望については、教育委員会に情報提供いたしました。
No.27「『産業廃棄物保管場所』の表記について、廃蛍光管を保管している場合には「水銀使用製品産業廃棄物を含む」が必要となります。が、被監査施設のようなLED導入施設については表示が不要となる事例も今後増えていくかと思われます。廃蛍光管を保管する必要がないにもかかわらず、「水銀・・・」表示を外し忘れる施設もあるかもしれません。廃蛍光管の有無、LED導入施設の情報があると、少しでも監査員の確認が軽減されるかとも思われますので、ご検討ください。	完全LED化施設については、来年度以降、設問対象表に記載するなどを検討していきたいと思います。
No.5において、「化学物質を使用する職員」を対象にしているが、提出される記録では、対象者であるかまたは、対象者全員を含むかを確認する方法がないため、記録表の記載方法または、監査記録の記載方法を修正いただきたい。	来年度以降は、環境教育・訓練記録に対象職員数の欄を加えるか研修対象者名簿の提出を検討しております。

VIII 所見

監査チームからの所見を掲載する。今後の環境マネジメントシステムの参考とする。

課・施設	内容
環境管理責任者	今回は、指定管理業務や委託業務における環境マネジメントシステムの運用状況について監査しました。 まず、指定管理業務等においてもシステムが通常通り適用されることを確認しました。 そのうえで、実行部門長や環境管理責任者の役割を再確認し、責務を概ね果たしていることが認められました。昨年度の監査における不適合の発生とその是正については、システムのPDCAサイクルが有効に機能した結果であると理解しています。 指定管理業務等も区の業務に変わらないことを再認識していただき、事業者への理解浸透に引き続きの尽力をお願いします。
環境管理事務局	環境マネジメントシステムに基づき、適切に維持・管理されていることを確認した。
財政課	環境マネジメントシステムに基づく適切な運用がされている。
総務課	施設管理を所管していない部署における環境保全活動は地道ではあるものの、着実な対応が求められます。資料の電子化に務めるなど、取り組める内容が少なく中、積極的な姿勢がみられると感じました。
人事課	環境マネジメントシステムに基づき、適切に管理運営されている。
契約管財課	環境マネジメントシステムに基づき、適切に管理運営されている。
課税課	環境マネジメントシステムに基づき、適切に管理運営されている
納税課	環境マネジメントシステムに基づき、適切に管理、運営が行われている。
男女社会参画課	環境マネジメントシステムは適正に運用されている。
板橋地域センター	適正に運用されている。
仲町地域センター	問題なし。
大谷口 地域センター	環境マネジメントシステムに基づき、適切に管理運営されている。
清水地域センター	環境マネジメントシステムに基づき、適切に維持・管理されていることを確認した。
中台地域センター	環境マネジメントシステムについて、適切に運用されている。
蓮根地域センター	3つの施設(蓮根地域センター、ロータスホール、集会所)が対象となっているが、いずれもフロン機器の点検や産業廃棄物の管理等を遺漏なく実施しており、指摘すべき事項は見当たらなかった。
桜川地域センター	環境マネジメントシステムに沿って、適正な管理を行っている。
徳丸地域センター	利用者への電気等使用削減の啓発ポスターの掲示など、環境保全の取組みが実施されている。

課・施設	内容
高島平 地域センター	環境マネジメントシステムに基づき、適正に管理されていることを確認しました。
戸籍住民課	特に無し
蓮根区民事務所	令和5年度に環境教育・訓練(日常研修)は実施済みであり、欠席者への対応も行われている。その他、フロン機器や廃棄物の取り扱いはないことから、指摘事項は見当たらなかった。
高島平温水プール	環境マネジメントシステムが適切に運用されており、環境への負荷抑制に貢献されている。
ハイレイフプラザ	環境マネジメントシステムに基づき、適切に管理運営されている。
企業活性化 センター	環境への負荷抑制に努め、環境への貢献を推進されている。
中台ふれあい館	環境マネジメントシステムに基づき、適切に管理運営されている。
高島平ふれあい館	環境マネジメントシステムが適切に実施・維持され正常に機能している
国保年金課	環境マネジメントシステムに基づき、適切に日常研修の実施がされている。
上板橋健康 福祉センター	環境マネジメントシステムに基づき、適切に管理、運営が行われている。
高島平健康 福祉センター	環境マネジメントシステムに基づき、適切に管理運営されている。
障がい政策課	研修が適確に行われており、問題はなかった。
障がい者 福祉センター・ 高島平福祉園	リサイクル活動や電力省エネ化にも積極的に取り組んでいる他、環境マネジメントシステムが適切に運用されている。
高島平福祉園 分場	利用者作業に段ボール回収を取り入れ、リサイクル活動を推進しており、計画的にLED化にしている等、環境活動に積極的に取り組んでいる。なお、システムは適切に維持されている。
赤塚福祉園	環境マネジメントシステムに基づき、フロン・廃棄物について、一部書類に不備がみられるが、概ね適正に管理されている。
障がいサービス課	環境マネジメントシステムは適切に運用されていることが確認できた。
赤塚福祉課	身近なところから環境負荷の低減に取り組む姿勢は評価できる。 なお、日常研修の未実施者がみられるが(設問3関係)、長期休職等を理由とするものであり、止むを得ないと考える。 以上のほか、特に指摘すべき点は見られなかった。
志村橋保育園	適切に運用されている。
赤塚保育園	問題なし。

課・施設	内容
小桜保育園	子どもたちへ節電・節水の意識の芽生えにつなげ環境意識の啓発や緑のカーテンをを行う等、環境保全に対して意欲的に活動している。その他適切に処理されている。
若木保育園	環境マネジメントシステムに基づき、適切に維持・管理されていることを確認した。
かないくぼ保育園	環境マネジメントシステムに基づき、適切に管理運営されている。
向原保育園	環境マネジメントシステムに基づき、適切に管理運営されている。
坂下三丁目保育園	環境マネジメントシステムに基づき、適切に管理運営されている。
上板橋保育園	上板橋保育園について、環境マネジメントシステムの適用範囲において、適切に実施され、維持されていることを確認した。
西前野保育園	環境マネジメントシステムについて、適切に運用されている。
さかうえ保育園	環境マネジメントシステムに基づき適切に実施されている。 保育を行う中でのリサイクル意識啓発や活動は、園児と共に考えていける良い取り組みだと思いますので、今後も是非継続をお願いしたい。
ゆりの木保育園	環境マネジメントシステムが適切に実施・維持され正常に機能している
こぶし保育園	環境マネジメントシステムに基づき、適正に管理されている。
志村児童館	特になし。
志村橋児童館	特に問題はありません。 引き続き省エネに努めてください。
南前野児童館	環境教育・訓練(研修)の実施及び記録については、適正に実施されています。また、各課で対応可能な節電や節水、省資源にも取り組んでおり、今後も継続して実施していただくようお願いします。
紅梅児童館	環境教育・訓練では、職員が自律的に環境に配慮した取り組みができることを主眼とした内容が確認できた。利用者が実践的に環境保全活動に取り組めるよう、身近なリサイクル素材を利用した製作を提供している。
新河岸児童館	環境マネジメントシステムに基づき、適切に管理、運営が行われている。
しらさぎ児童館	節電・節水・廃棄物削減に対する意識も高く、環境マネジメントシステムは適正に管理されている。
はすのみ児童館	現場、資料共に良く整理されていると思います。
ゆりの木児童館	環境マネジメントシステムに基づき、フロン・廃棄物について、適正に管理されている。

課・施設	内容
リサイクルプラザ	環境マネジメントシステムは適正に行われていると判断しました。引き続き、環境マネジメントシステムの運用をお願いします。
板橋東清掃事務所	指摘事項は特になし。職員研修や産業廃棄物の管理等、適正に行われている。
志村清掃事業所	指摘事項は特になし。環境マネジメントシステムは適正に機能している。
板橋西清掃事務所	環境マネジメントシステムに基づく適切な運用がされている。
西台中継所	環境マネジメントシステムに基づく適切な運用がされている。
住宅政策課	環境マネジメントシステムに基づく適切な運用がされている。
まちづくり調整課	今後もペーパーレス化等の取組を続けて欲しい。
高島平まちづくり推進課	紙の使用量を削減するためにチャットを有効活用するなど環境マネジメントの趣旨を理解し、適正に運用されている。
新しい学校づくり課	環境マネジメントシステムに基づく適切な運用がされている。
教育科学館	問題なし。
清水図書館	環境マネジメントシステムに基づく適切な運用が行われている。
氷川図書館	保管場所以外は、環境マネジメントシステムに基づき、適正に管理されていることを確認しました。
西台図書館	西台図書館について、環境マネジメントシステムの適用範囲において、適切に実施され、維持されていることを確認した。
志村図書館	昼食時に購入したコンビニ弁当のガスを職場で捨てずに持ち帰るようにしている努力は特筆すべき行動と言える。
成増図書館	環境マネジメントシステムに基づき、適切に管理運営されている。
中台小学校	多くの人が生活し、広大な敷地での環境保全活動として、LED化や人感センサーなどを活用して、電気資料量の削減に取り組んでいる点が素晴らしいと感じます。また、科学物質の管理などに配慮が見られている点も評価できます。
舟渡小学校	環境マネジメントシステムに基づく適切な運用がされている。
蓮根第二小学校	環境マネジメントシステムに基づき、適切に管理運営されている。
志村坂下小学校	環境マネジメントシステムに基づき、適切に管理運営されている。

課・施設	内容
若木小学校	会議資料のデジタル化による紙削減は良い点であり、今後、他の資料類にも波及し、さらに削減が進むことを期待します。 各項目とも環境マネジメントシステムに基づき実施されているが、07化学物質の2項目について以下意見を付します。 No.21化学物質等在庫確認簿→在庫確認は行われているが、年度毎に再作成することが望ましい。 No.22化学物質使用管理簿→使用数量の記載で一部に不明瞭な部分が見られたので、今後は適正な記載をお願いします。
板橋第六小学校	薬品等の管理も十分されていると思われる。
板橋第八小学校	環境マネジメントシステムは適正に行われていると判断しました。引き続き、環境マネジメントシステムの運用をお願いします。
金沢小学校	環境マネジメントシステムに基づく適切な運用がされている。
中根橋小学校	日常研修や化学物質の在庫管理など、適切に実施されている。
加賀小学校	電気・エアコンの消し忘れ防止の徹底や緑のカーテン事業にも積極的に取り組んでいる他、環境マネジメントシステムが適切に運用されている。
上板橋第四小学校	環境マネジメントシステムに基づき、適正に管理されていることを確認しました。
常盤台小学校	環境マネジメントシステムに基づき、適切に維持・管理されていることを確認した。
桜川小学校	環境マネジメントシステムが適切に実施・維持され正常に機能している
弥生小学校	現場、資料共に良く整理されていると思います。
赤塚小学校	特になし
成増小学校	特になし
赤塚新町小学校	特に問題はありません。 引き続き省エネに努めてください。
紅梅小学校	特に問題はありません。 引き続き省エネに努めてください。
北野小学校	環境教育・訓練(研修)の実施及び記録については、適正に実施されています。また、各校で対応可能な節電や省資源にも取り組んでおり、今後も継続して実施していただくようお願いします。
成増ヶ丘小学校	環境教育・訓練(研修)の実施及び記録については、適正に実施されています。また、各校で対応可能な節電や省資源にも取り組んでおり、今後も継続して実施していただくようお願いします。
徳丸小学校	環境マネジメントシステムは適切に運用されていることが確認できた。

課・施設	内容
高島第一小学校	環境マネジメントシステムが適切に実施、維持され、機能していることが確認できた。
加賀中学校	教職員と生徒が一体となった日頃からのリサイクル、廃棄物の削減、及び省エネルギー等への取り組みが確認できた。節水コマの利用は施設全体で見るとスケールメリットが期待できる。
志村第二中学校	身近なところから環境負荷の低減に取り組む姿勢は評価できる。 以上のほか、特に指摘すべき点は見られなかった。
中台中学校	環境マネジメントシステムに基づき、適切に管理、運営が行われている。
上板橋第一中学校	環境マネジメントシステムに基づく適切な運用がされている。
上板橋第三中学校	環境マネジメントに基づき、適切に管理運営されている。
高島第三中学校	環境マネジメントシステムに基づき、化学物質・廃棄物について、一部書類に不備がみられるが、概ね適正に管理されている。